

### 第3章 計画の内容

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識づくり

##### 重点目標1 男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進

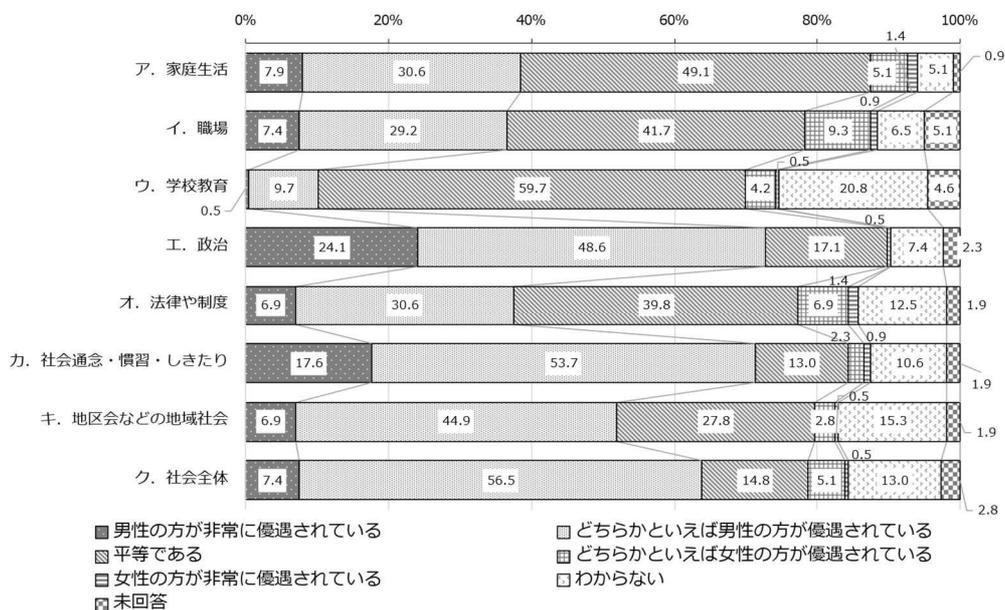
男女平等・多様性を尊重する社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画や多様性について正しく理解し、誰もが一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合うことが重要です。そのため、固定的な性別役割分担意識や性における偏見・固定概念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくし、男女平等・多様性尊重に関する意識改革を進めるため、多様で継続的な情報発信を行います。

##### 現状と課題

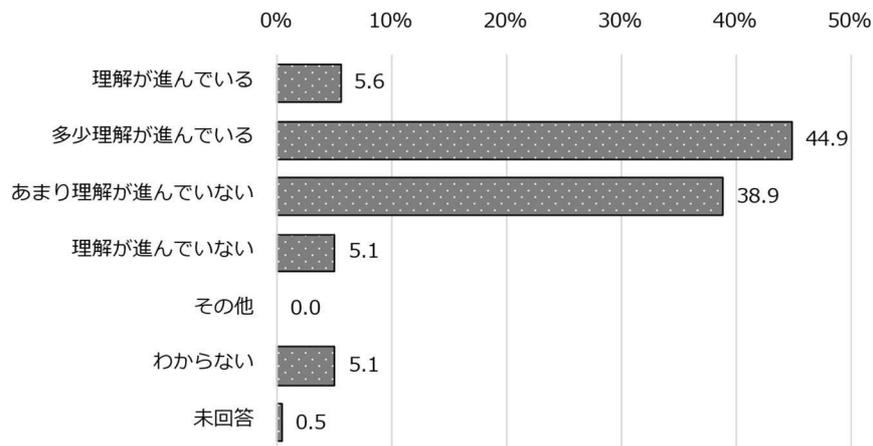
男女平等・多様性を尊重する社会実現の大きな障害の一つは、長い時間をかけて人々の中に形成された無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）です。この無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく社会的な慣習等は根強く残っており、男女の不平等につながる原因の一つとなります。

令和6年（2024年）に本市が実施した「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画意識調査」（以下、「市の調査」といいます。）において、男女平等について尋ねたところ「学校教育」では、「平等である」と答えた人が59.7%と半数以上でしたが、「社会全体」では、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人が63.9%と多く、男女平等が進んでいるとはいえない状況にあります。また、性の多様性について尋ねたところ、「理解が進んでいる」「多少理解が進んでいる」と答えた人が50.5%ですが、「あまり理解が進んでいない」「理解が進んでいない」と答えた人も44.0%と意見が分かれています。（図表1・2）

このような状況を解消するために、全ての市民が男女平等・多様性について正しく理解し、日常生活のあらゆる場面で、誰もが能力を発揮できる環境づくりに自ら取り組むことができるよう、わかりやすい広報・啓発、情報提供を行うことが必要です。



図表1 「分野別男女平等の意識」



図表2 「性の多様性への理解について」

### 基本方針(1) 意識改革のための広報・啓発の推進

- 男女平等・多様性に関する情報を市報やホームページ等を通じて、市民や事業者等に向けて継続的に発信します。また、男女共同参画週間等に合わせ多くの来訪者が見込まれる場所での情報提供を行い、様々な人の目に触れるよう努めます。

施策	内容	担当課
市報、ホームページ及び SNS 等による広報・啓発の推進	市報、ホームページ及び SNS 等を活用し、男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進を行うための広報・啓発を行います。	市政戦略課
多くの来訪者が見込まれる場所での情報提供の充実	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、関連する資料等を通じた効果的な情報発信を行います。	市政戦略課

### 基本方針(2) 理解促進のための講座等の情報提供の充実

- 市民を対象とした講座開催等の情報提供や市職員向けの研修会を開催するなど、市民や職員の男女平等・多様性への理解を深めます。

施策	内容	担当課
関連する講座等の情報収集・提供	チェリア <sup>1</sup> やファーラ <sup>2</sup> 等で開催している男女平等・多様性に関する講座等の情報収集・提供の充実を図ります。	市政戦略課
男女平等・多様性に関する講演会の開催	市民の理解促進を進めるため、男女平等・多様性をテーマとした講演会を計画期間中に適時開催します。	市政戦略課
市職員向けの研修・情報提供の充実	男女平等・多様性の視点をもって各分野の施策や事業を行えるよう、市職員への研修や情報提供の充実を図ります。	庶務課 市政戦略課

<sup>1</sup> 「山形県男女共同参画センター チェリア」のこと。

<sup>2</sup> 「山形市男女共同参画センター ファーラ」のこと。

## 重点目標2 男女平等・多様性に関する教育の推進

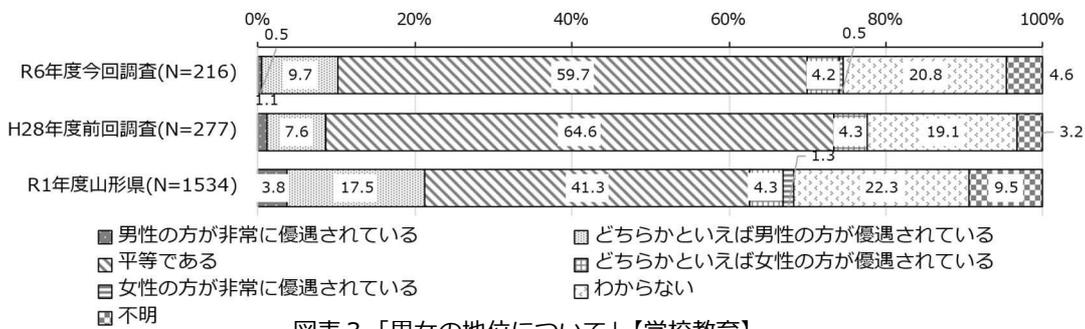
男女平等・多様性の意識を高めるためには、家庭、学校及び地域社会において男女平等・多様性の視点を踏まえた教育と学習の機会は極めて重要です。そのため、幅広い世代の市民に教育や学習の機会を提供し続けるとともに、教職員等に対しては、適切な指導をすることができるよう啓発を行うことで、スキルアップを図り、着実に社会全体の意識改革を進めていきます。

### 現状と課題

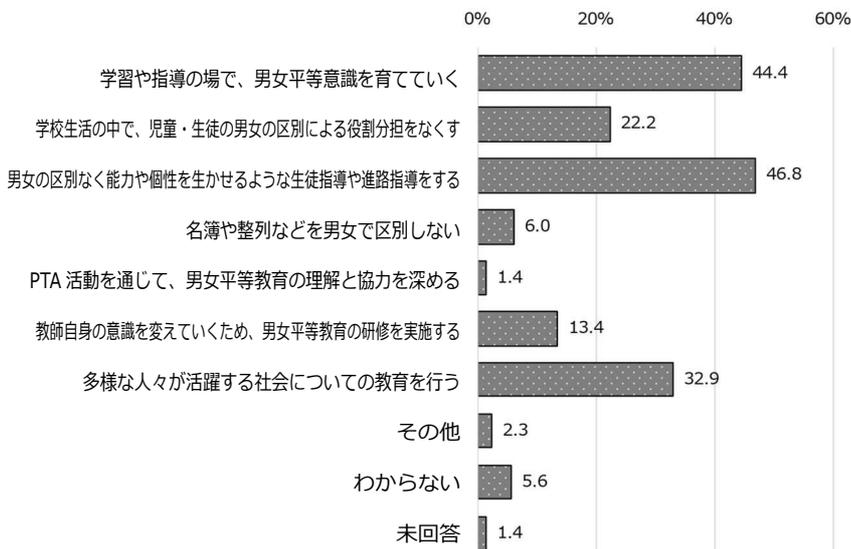
男女平等・多様性を尊重する社会を実現させるためには、子どもの頃から一人ひとりがお互いに尊重し、ジェンダーバイアスにとらわれない意識を育むことが必要です。

市の調査において、「学校教育」での男女の地位について尋ねたところ、「平等である」と答えた人の割合が山形県の調査より 18.4%多いものの、前回調査より 4.9 ポイント減少しました。(図表3) また、男女共同参画の推進にあたり、学校教育の中で大切だと思うことについて尋ねたところ、「男女の区別なく能力や個性を生かせるような生徒指導や進路指導をする」や「学習や指導の場で、男女平等意識を育てていく」がどちらも 40.0%を超えており、依然として男女平等を推進することが求められています。(図表4)

この状況を改善するためにも、学校では、教育内容や指導方法等において、子どもの個性が尊重されるように配慮をする必要があります。また、大人たちの無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の影響により子どもたちの将来が固定化されることがないように、大人たちが積極的に男女平等・多様性について理解し、子どもたちと共に考え、様々な活動に参画していくことが求められています。



図表3 「男女の地位について」【学校教育】



図表4 「男女共同参画において学校教育で大切なこと」

### 基本方針(1) 学校等における男女平等・多様性に関する教育の推進

- ・男女平等・多様性の意識の形成には、幼少期に学習したことや、経験したことが大きく影響します。できるだけ早い時期から、一人ひとりの個性や能力を認め、尊重し合い、誰もが自らの能力を十分に発揮できる社会の形成を目指します。

施策	内容	担当課
男女平等・多様性に関する教育の推進	日ごろの教育活動を通して、男女平等・多様性の視点をもった教育を計画的に実施します。	学校教育課
教職員、保育士に対する意識啓発	職員会議等での啓発や研修会への参加を通して、教職員や保育士の意識や指導スキルを向上します。	子ども子育て課 学校教育課
保護者への意識啓発	保護者会や授業参観等を通して、男女平等・多様性教育への保護者の理解促進を図ります。	子ども子育て課 学校教育課

### 基本方針(2) 家庭・地域を通じた男女平等・多様性に関する教育の推進

- ・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定概念は、幼少の頃から長年にわたり形成されるものです。誰もが暮らしやすいまちを作るためにも、学習の機会の提供や啓発等を行い、意識改革に取り組んでいきます。

施策	内容	担当課
家庭生活における男女平等の促進に向けた意識啓発	世代に関係なく、家事・育児・介護等の家庭責任は男女が担うという意識を啓発します。	市政戦略課 健康推進課 子ども子育て課
男女平等・多様性の視点に立った家庭教育の推進	親や親となる男女を対象に、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報の提供を行います。	子ども子育て課 生涯学習課
男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性が積極的に家事・育児・介護等へ参加できるよう、情報提供や学習機会の充実を図ります。	健康推進課 子ども子育て課
地域における男女平等の推進	公民館等の生涯学習事業において情報提供を充実します。	生涯学習課

## 基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり

### 重点目標1 共に築く家庭生活の推進

男女が共に社会に参画していくためには、まずは家庭から共に支え合い、対等な立場で家庭生活を営む必要があります。そのため、出産・子育て、介護に関する制度の周知をするほか、家庭生活における男女が共に担うべき共通の課題とし、家庭内で一人ひとりが当事者意識を持ち、これらに参画できるような環境の整備を推進します。

#### 現状と課題

女性活躍を推進するためには、職場における環境整備などを進めるだけではなく、仕事と両立可能な家庭環境の整備も重要です。

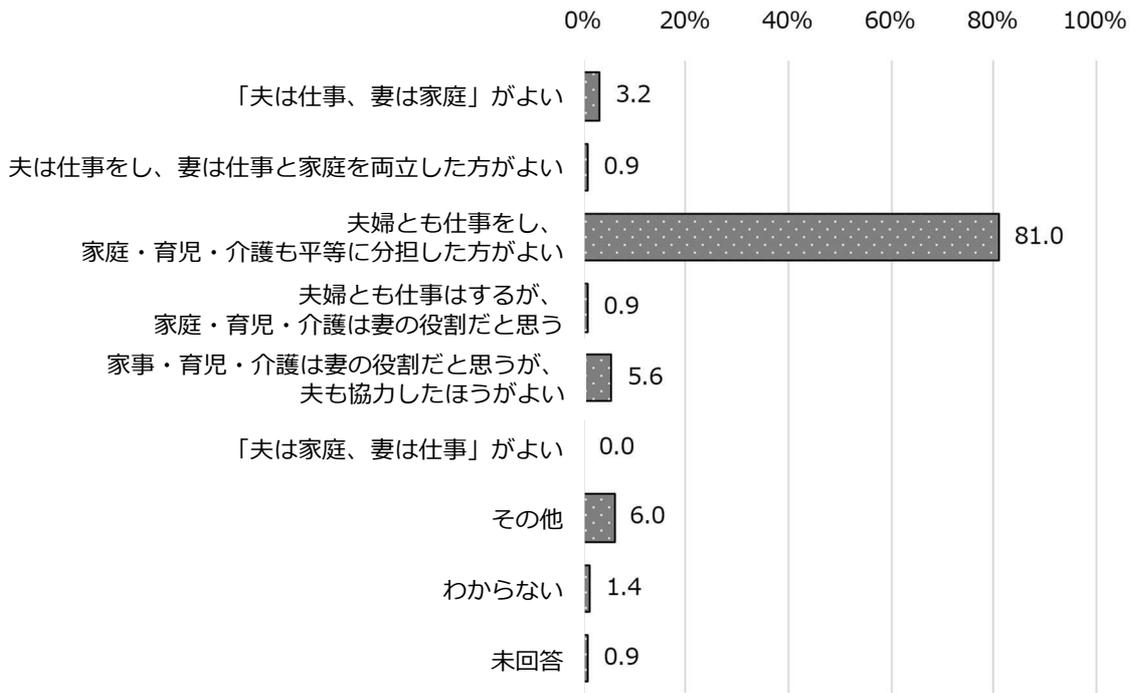
市の調査において、家庭における夫婦の役割分担について尋ねたところ、「夫婦とも仕事をし、家庭・育児・介護も平等に分担した方がよい」と答えた人が81.0%と突出して高く（図表5）、前回調査と比較しても、この回答が20.4ポイントも増加しています。しかし、家事に費やす時間については、男性と比べて女性の方が長時間にわたって家事・子育て、介護などを行っており、これは平日・休日どちらも同じ傾向でした。前回調査と比較すると、男性の家事・育児、介護などに費やす時間が延び、逆に女性のこれに費やす時間は減っていますが、依然として家庭での女性負担は大きいままとなっています。

（図表6・7）

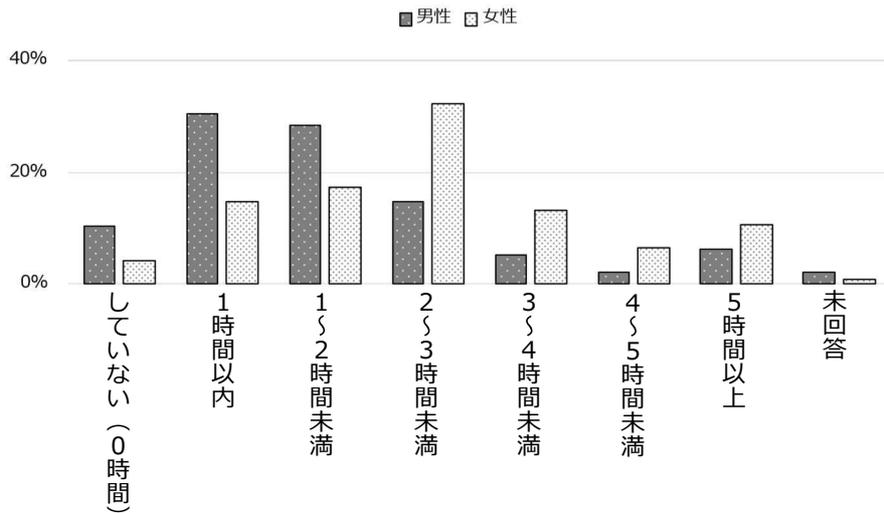
仕事に費やす時間については、女性よりも男性の勤務時間が長い傾向にありますが、前回調査と比較すると、男性・女性共に長時間の勤務時間が減少しています。

家庭における男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家事、育児及び介護等の家庭内役割に責任をもって参画できるように啓発活動を行うことが必要です。同時に、男性の仕事中心の生活を見直し、女性に偏っている家庭内役割に男性も携わることができるライフスタイルへの転換や、介護を必要とする高齢者とその家族を支援するため、各種介護サービスの充実が求められています。

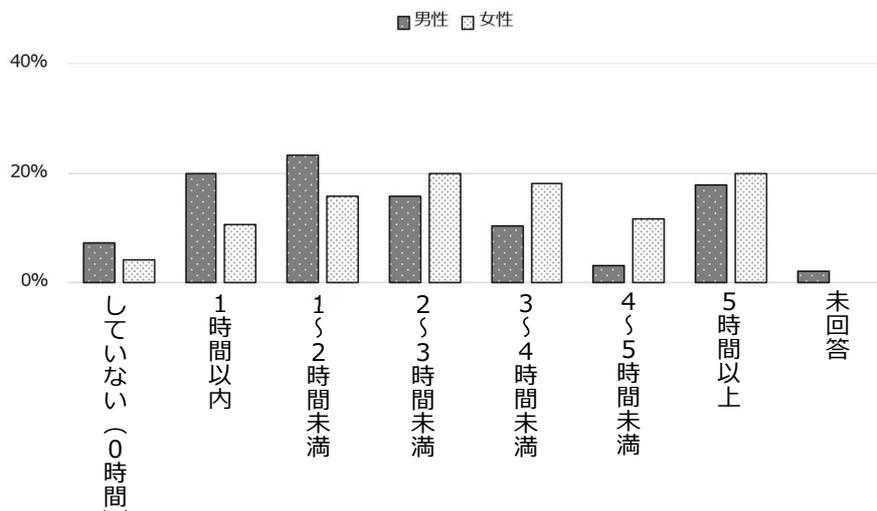
また、出産後も働く女性が増える一方で、育児にかかる役割は依然として女性が担っており、仕事と育児の両立が難しい現状にあります。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て中の親には、育児に対する不安や負担感が増大しています。そのため、子どもを持つ女性が、能力を十分発揮して働き続けることができ、次の時代を担う子どもが健やかに育つことができるようにするため、育児に対する社会的支援の充実を図ることが必要です。



図表5 「夫婦の役割分担について」



図表6 「家事・子育て・介護等に費やす時間について」【平日】



図表7 「家事・子育て・介護等に費やす時間について」【休日】

## 基本方針(1) 安心して子育てができる環境づくりの推進

- ・妊娠、出産から子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ります。

施策	内容	担当課
伴走型支援の推進	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく、きめ細やかな相談に応じ、ニーズに沿ったサポートにつなぐ伴走型での支援を推進します。	子ども子育て課
困難を抱える家庭への支援強化	妊産婦自身やこどもの療養等に困難を抱える家庭には、医療機関・保育園・学校・児童相談所等の関係機関と連携強化し、対象となる家庭をサポートすることで、育児不安の軽減や児童虐待の防止、こどもの貧困対策等を推進します。	子ども子育て課
保育サービスの充実	保育所や放課後児童クラブ等の保育ニーズを把握し、安心・安全な管理運営と人材確保を進めるとともに、病児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。	子ども子育て課 生涯学習課
子育てサービスの充実	総合子どもセンター「めんごりあ」は、安全・安心な管理運営や多彩な各種事業により機能を充実させます。また、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを進めるとともに、多子世帯の保育料軽減等の経済的支援を継続します。	子ども子育て課

## 基本方針(2) 介護支援体制の充実

- ・介護支援に関する情報の充実を図り、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

施策	内容	担当課
介護予防の充実	地域支援事業における一般介護予防事業をはじめ、いつまでも元気に過ごせるよう社会参加を含めた介護予防のさらなる充実に努めます。	健康推進課
認知症施策の充実	認知症地域支援推進員と連携し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、認知症予防等の様々な取組の充実を図ります。	健康推進課

## 重点目標2 誰もが働きやすい職場づくりの推進

女性も男性も働きたいすべての人が、いきいきと働くことができる職場環境の整備を図るために、それぞれのライフステージでの状況に合わせ、仕事と家庭生活をバランスよく担い、ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要です。そのため、多様な生き方、働き方があることを前提に、一人ひとりが能力を十分に発揮することができるよう、均等な雇用機会と待遇の確保のため、法制度の周知や啓発活動に努めるとともに、働く場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進します。また、育児休業制度の周知と利用促進を行うとともに、就業環境の整備を図るなど誰もが仕事と家庭の両立を可能にする支援施策を充実します。

### 現状と課題

女性を取り巻く就業環境においては、賃金や昇進・管理職への登用等の格差が依然として存在し、必ずしも女性の能力が生かされているとは言えない状況です。

職場環境についての市の調査を見ると、全ての項目で、前回調査（平成28年）より「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は少なくなっているものの、「昇進・管理職への登用」という項目については、依然として約半数近くの人が「男性の方が優遇されている」と答えています。（図表8）

本市においても、管理職の女性割合は9.5%と、目標値である13.6%よりも低い水準にあります。年々割合は上がっていったものの、目標値には届かない状況が続いており、女性の活躍機会が十分に確保されているとは言えません。

単位：%

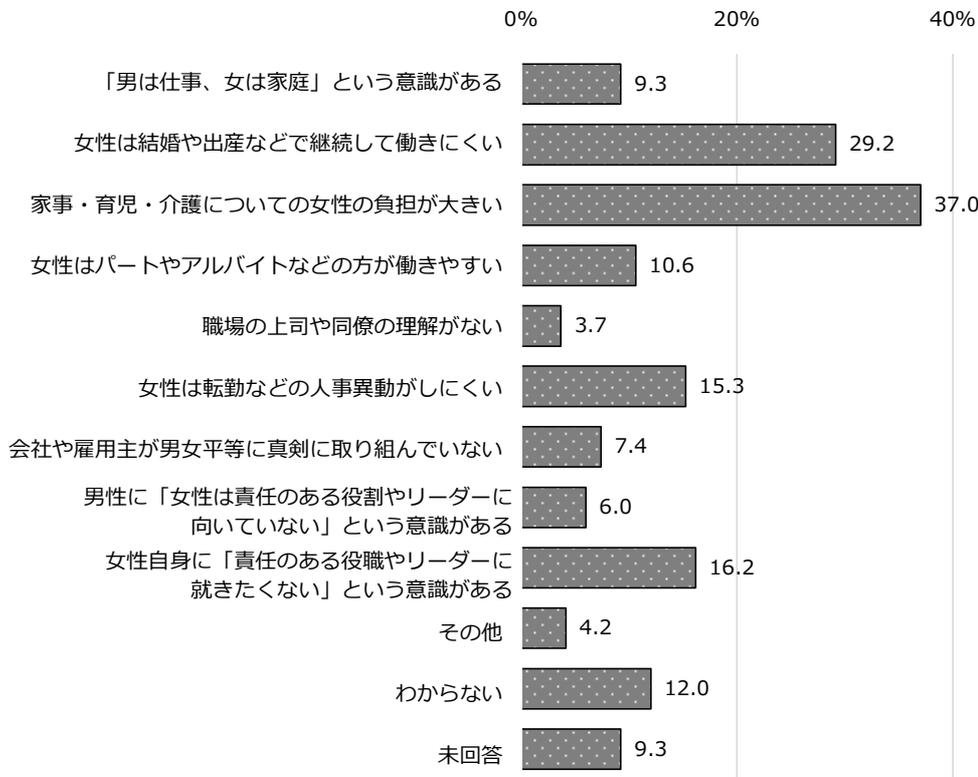
	R6調査 (A)	H28調査 (B)	差異 (A-B)
募集や採用	20.8	27.8	▲7
賃金	28.7	39	▲10.3
能力評価	27.8	33.6	▲5.8
昇進・管理職への登用	43.1	49.1	▲6
職務内容	20.4	23.5	▲3.1
教育・研修	14.3	17.7	▲3.4
退職・解雇	9.7	16.3	▲6.6

※「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思っている人の割合

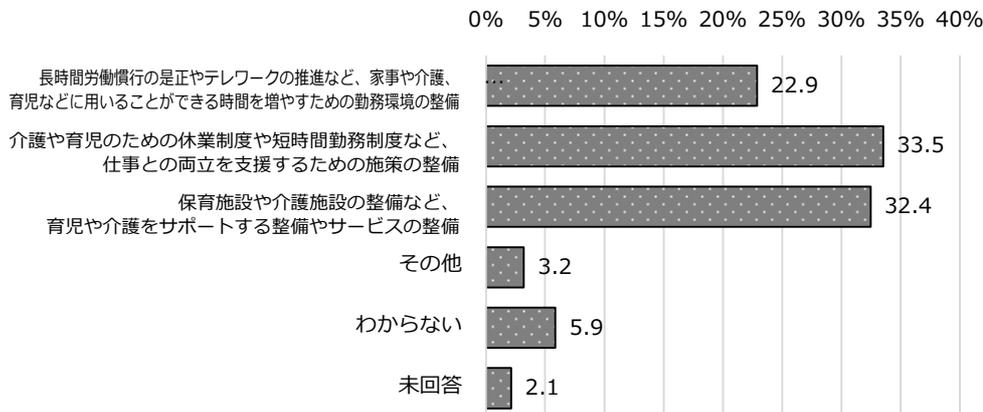
図表8「職場における男女の扱いについて」

また、「男女間に平等でない扱いがある場合、どのような理由からだと思いますか。」という問いに対しては、「家事・育児・介護についての女性の負担が大きい」と答えた人が全体の37.0%と一番多く、これは男性・女性別で見ても同じ傾向にありました。（図表9）この家事や育児、介護などに費やす時間を男女間でバランスのとれたものとし、職業生活における女性の活躍を更に推進するための支援について尋ねたところ、「介護や育

児のための休業制度や短時間勤務制度など、仕事との両立を支援するための施策の整備」と答えた人の割合が33.5%と最も多く、次いで「保育施設や介護施設の整備など、育児や介護をサポートする整備やサービスの整備」が32.4%となっています。(図表10)



図表9 「職場での男女間が平等でない理由」



図表10 「職業生活における女性の活躍を推進するための支援策について」

この結果から、市役所が率先して、女性活躍の機会確保に取り組むことで、市内全体の意識向上につなげていきます。また、仕事を持つすべての男女が、労働時間の短縮や休暇取得等によって家庭生活を充実させることに対する抵抗感をなくしていくとともに、多様な働き方への支援を行い、職場における男女共同参画・多様性社会を推進することが重要です。

### 基本方針(1) 雇用・就労における均等な機会と待遇の確保

- ・男女間での格差をなくしていきけるよう、労働に関する法制度の周知・啓発活動を行い、雇用・就労における均等な機会と待遇の確保を図っていきます。

施策	内容	担当課
労働に関する法律・制度等の周知の徹底	男女雇用機会均等法 <sup>3</sup> といった労働に関する法律や制度等について周知を図ります。	商工課
ハラスメント防止に向けた啓発	ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実を図ります。	商工課

### 基本方針(2) 女性の職業生活における活躍の推進

- ・女性活躍に関する環境整備をより一層推進するための、学習機会や情報提供等の充実を推進します。

施策	内容	担当課
女性の再就業への支援	結婚、出産、子育て等により離職した女性が希望に応じて再就業できるよう、情報や学習機会を提供します。	商工課
女性の起業に対する支援	起業を目指す女性に対し、セミナーや資金調達の情報提供等の支援を行います。	商工課
ポジティブ・アクションの啓発	女性の管理職登用など、企業にポジティブ・アクションの啓発を行います。	商工課

### 基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・市民及び事業者に対し、それぞれのライフステージに合わせた働き方ができる、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や情報提供を行い、理解促進を図ります。また、事業者に対する国や県、市の制度の周知を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進を後押しする支援を行い、働きやすい職場づくりを進めていきます。

施策	内容	担当課
仕事と家庭が両立できる職場環境の整備	長時間労働の是正や有給休暇の取得促進に向けて啓発を行います。	商工課
育児・介護休業制度の周知や取得促進	市民へ育児・介護休業制度の周知を行うとともに、事業者へ向けて取得促進を図ります。	商工課
国の「えるぼし認定」制度や県の「やまがた企業イクボス同盟」制度等の周知・活用	国・県と連携を図りながら、企業が行う仕事と家庭生活を両立するための積極的な取組や女性の活躍推進に向けた取組を支援します。	商工課
多様な働き方に関する情報提供の充実	短時間勤務、フレックスタイム制度、テレワーク等、多様な働き方についての情報提供を行います。	商工課

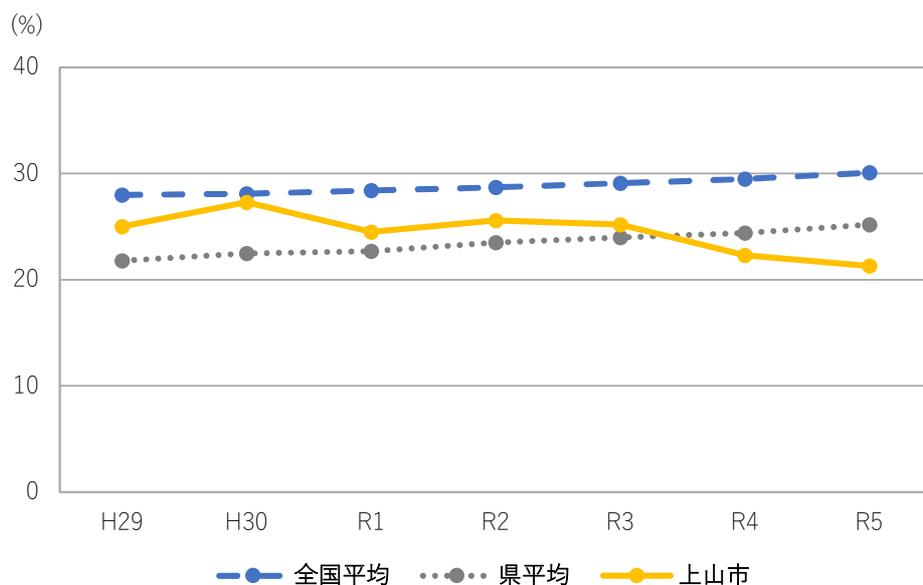
<sup>3</sup> 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。

### 重点目標3 政策・方針決定過程で誰もが参画できる環境の拡大

あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、多様な意見や視点が反映される機会となり、社会情勢の変化等にも、様々な視点をもって対応することが可能となり、持続可能な社会の実現につながります。様々な組織や会議における女性管理職や女性委員を増やすことなどを通じて、男女が社会の対等な構成員として、意思決定過程に参画し、多様な意見や視点を反映させることができる環境を整えていきます。また、災害が頻発している近年において、地域防災活動への男女共同参画の意義は年々高まっています。そのため、多様なニーズに対応するために、性別や年齢等によって役割を固定化することなく、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備を推進します。

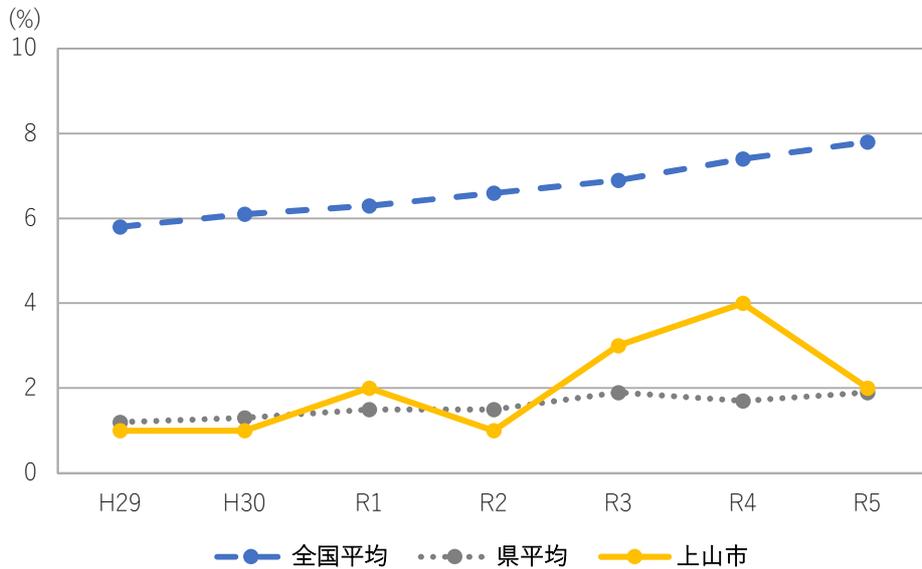
#### 現状と課題

女性の活躍が様々な分野で見られるようになってきましたが、政策・方針決定過程における女性の参画については、男性に比べると依然として低い状況にあります。本市の、法律や市の条例等により設置されている審議会等における委員に占める女性の割合は、23.1%（令和6年3月31日現在）であり（図表11）、また、自治会長に占める女性の割合は、2.0%（令和6年3月31日現在）となっております（図表12）。これはどちらも、審議会等における委員に占める女性の割合の全国平均である28.0%、自治会長に占める女性の割合の全国平均である5.8%を下回っており、バランスのとれた社会を形成していくために、あらゆる分野において、より一層女性の意思決定過程への参画を促進する必要があります。



図表11 「審議会等における委員に占める女性の割合」

【出典】内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」に基づき作成



図表 1 2 「自治会長に占める女性の割合」

【出典】内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」に基づき作成

地域においても、暮らしやすく活力のある地域社会を築くためには、地域における固定的な性別役割分担意識による慣行を見直し、男女が対等な立場で参画でき、それぞれの考えを尊重し合いながら活動できるよう意識醸成を進めることが必要です。男女が個性と能力を発揮して様々な活動に参画していけるような環境整備を進め、地域における男女共同参画のまちづくりを推進していかなければなりません。

また、地域防災活動においても、男女共同参画の視点を取り入れることが重要視されています。大規模災害が発生した場合、避難所等で男女のニーズの違いなどが配慮されず、女性や子どもなど脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが問題となっています。そのため、国では「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を令和2年に策定するなど、女性の視点を取り入れた取組を行うことが求められています。そこから、女性の視点を取り入れた避難所運営などの取組や、防災活動での女性リーダーを推進するなど、災害時の女性の参画拡大を推進していきます。

### 基本方針（1） 政策・方針決定過程の場で誰もが参画できる環境の整備

- ・多様なニーズや意見を反映させ持続可能な社会へとつなげていくために、あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

施策	内容	担当課
市の審議会委員への女性の参画推進	審議会等における女性委員の参画状況調査を実施するとともに、積極的な登用を推進します。	全庁
性別問わず活躍できる職場環境の構築	個人の能力や適性に基づいた市職員の公平な採用や管理職への女性の積極的な登用を引き続き進めます。	庶務課
企業・団体等における女性の参画促進	企業や団体等に対し、意思決定過程への女性の参画を働きかけます。	全庁

## 基本方針（２） 地域活動等における男女共同参画の推進

- ・地域は、子どもから高齢者など多様な人々の身近な暮らしの場となっています。そのため、市民一人ひとりが、周りの人を尊重しつつ、自分の考えを表明しながら、まちづくりに主体的に参加し、自治会や地域活動等様々な分野に誰もが参画できるよう推進します。

施策	内容	担当課
地域活動における男女共同参画の推進	慣習やしきたりに見られる固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が地域活動へ積極的に参画できるように働きかけます。	全庁
地域活動における女性団体やリーダーを育成するための機運醸成	県等が主催する女性団体やリーダー育成を目的とした講座や研修会への積極的な参加を促します。	全庁

## 基本方針（３） 地域防災活動における男女共同参画の推進

- ・災害時だけでなく平常時からの女性の視点を取り入れた取組を行い、市民の意識醸成・啓発を図ります。

施策	内容	担当課
地域防災計画へ男女共同参画の視点を反映	国のガイドライン等を踏まえて、男女共同参画の視点を考慮し、地域防災計画へ反映します。	庶務課
大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	庶務課
防災に関する市職員への研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策強化のため、職員研修を実施します。	庶務課

## 基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 重点目標 1 配偶者等からの暴力の根絶および被害者支援

暴力は、性別や関係性を問わず決して許されるものではなく、特に女性への暴力は、男女の人権尊重を前提とする男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。被害者が相談しやすい体制づくりを推進するとともに、被害者の潜在化を防止し、暴力を容認しない社会の形成を図ります。

#### 現状と課題

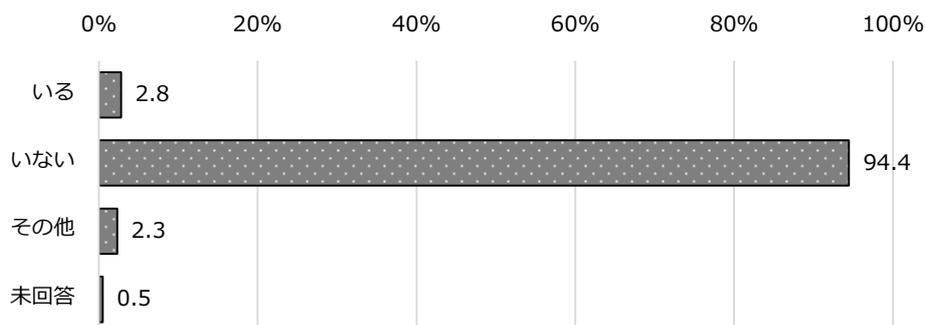
配偶者等からの暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題です。しかし、外部からの発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、周囲が気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者等からの暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力など様々な種類がありますが、どんな暴力も決して許されるものではありません。(図表 13)

身体的暴力	なぐる、ける、首をしめる、髪をひっぱる、引きずりまわす等、身体に危害を及ぼす暴力
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視をする、人前でバカにする、実家や友人とつき合うのを制限したりする等、心無い言動等により相手の心を傷つける暴力
社会的暴力	人間関係・行動を監視する、電話や手紙を細かくチェックする等、相手の社会との交流を不当に制限する暴力
経済的暴力	金銭的な自由を与えない、仕事を無理にやめようとする、生活費を渡さない等、相手の経済的な自由を束縛する暴力
性的暴力	中絶を強要する、避妊に協力しない、性的行為を強要する等、嫌がっているのに性的行為を強要する暴力

図表 13 「暴力の形態」

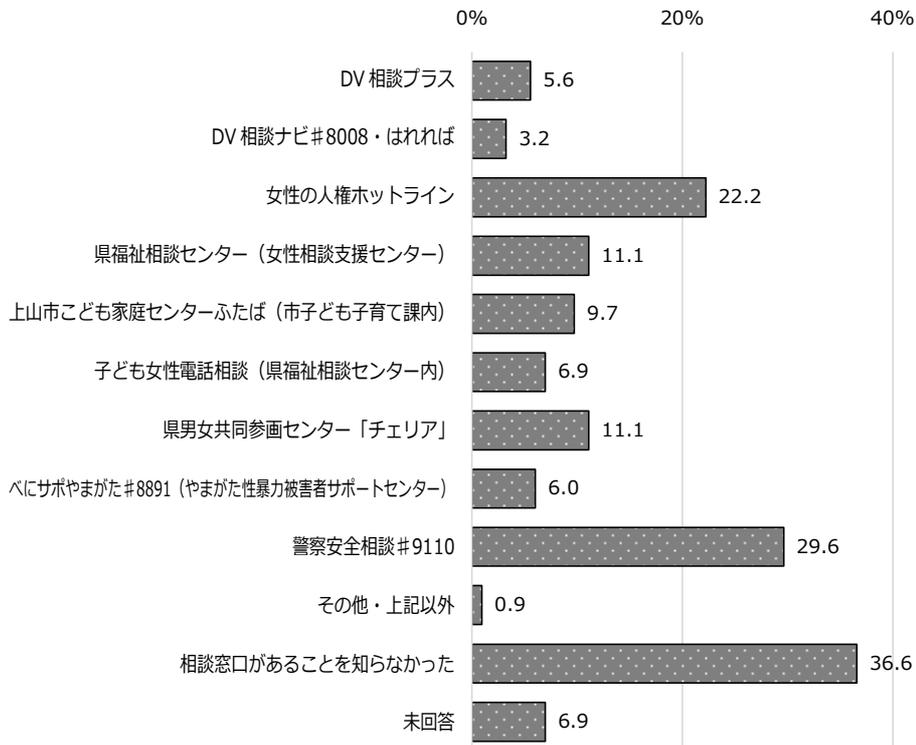
【出典】内閣府男女共同参画局「暴力の形態」

令和 5 年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」において、女性の約 4 人に 1 人、男性の約 5 人に 1 人が配偶者からの暴力を受けており、そのうち女性の約 10 人に 1 人は何度も被害を受けているという結果でした。また、市の調査においても、「配偶者等からの暴力で悩んでいる方はいますか」と尋ねたところ、「いる」と回答した人の割合は 2.8%と、被害を受けている方は少なからずいるという結果でした。(図表 14)



図表 14 「暴力で悩んでいる方の有無」

また、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」において、暴力を受けていると回答した方のうち、女性の約4割、男性の約6割は、どこにも・だれにも相談していないという結果でした。市の調査においても、「知っている相談窓口」について尋ねたところ、「警察安全相談#9110」と答えた人が29.6%と最も高く、次いで「女性の人権ホットライン」が22.2%でした。しかし、「相談窓口があることを知らなかった」と答えた人の割合が36.6%と一番多く（図表15）、相談窓口のより一層の周知を図ることが重要となっています。



図表 15 「知っている相談窓口について」

あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会づくりを進めていくために、DVに関する理解を深めるとともに、相談窓口の周知及び充実を図り、誰でも身近で相談できる場所を整備します。また、被害者の安全確保をし、安心して暮らせる環境を整えるための幅広い支援を図ります。

### 基本方針（1） DVに対する理解の促進

- ・あらゆる暴力の根絶に向けて、DVに関する知識等の情報提供を行い、暴力を許さない社会形成を図ります。

施策	内容	担当課
DVに関する情報の収集・提供	DVに関する理解促進と予防のため、情報の収集・提供を行います。	市政戦略課 福祉課 子ども子育て課

## 基本方針（２） DV 相談体制と被害者支援の充実

- ・被害者が身近なところで相談できるよう、相談窓口のより一層の周知を行うとともに、被害者を守る環境の充実を推進します。

施策	内容	担当課
DV 相談窓口の周知及び充実	被害者がすぐに相談できるように相談窓口の周知及び充実を図ります。	市政戦略課 福祉課 子ども子育て課
DV 被害者支援体制の充実	住民基本台帳の閲覧等の制限をするなど、関係機関と連携して被害者情報を厳正に管理します。	市民生活課 福祉課 子ども子育て課

## 重点目標 2 困難な問題を抱える女性への対応と環境の整備

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を指します。（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 2 条）

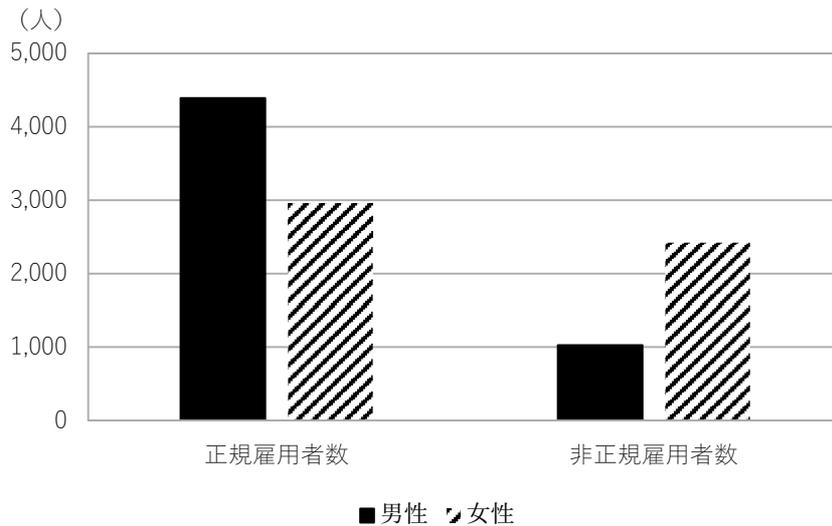
そのような女性が、人権を尊重されるとともに、不安なく自立して暮らせる社会を実現することが重要です。そのため、女性の人権等に対する意識啓発の強化を行うとともに、相談しやすい体制づくりを構築します。

### 現状と課題

女性をめぐる課題については、昭和 31 年に制定された「売春防止法」をはじめとして、様々な困難を抱える女性の支援・保護事業が行われてきました。しかし、経済的困窮や性暴力、孤独・孤立といった困難など、課題の多様化・複合化・複雑化が進み、女性への影響がさらに深刻になっています。こうしたことから、国では令和 6 年 4 月 1 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、様々な困難を抱える女性への支援が求められています。そのため、生活に様々な困難や不安を抱える女性に対し、情報提供を充実させるほか、各関係機関と相互に連携を行い、それぞれの家庭の事情に応じた支援を行います。

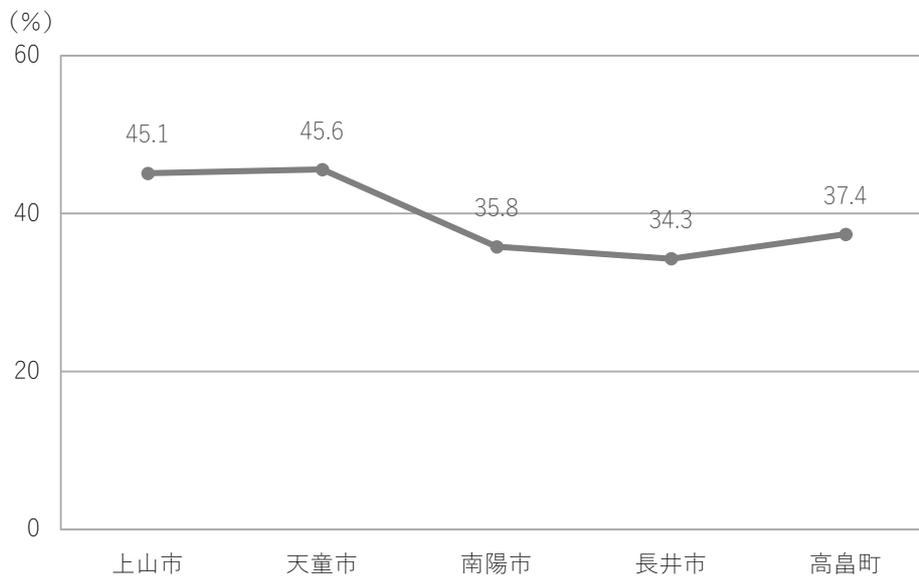
また、女性をめぐる課題の一つである DV・暴力には、配偶者等からの暴力のほかに、結婚していない恋人同士で起こる「デート DV」もあります。デート DV には、身体的暴力や精神的暴力、経済的暴力、性暴力のほかに、無許可で写真や動画をアップすることや GPS 系のアプリの悪用をする「デジタル暴力」という暴力もあります。また、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」においては、女性の約 6 人に 1 人、男性の約 12 人に 1 人がデート DV を受けたことがあると答えており、とても身近な問題であることから、若年層における、デート DV を予防するための啓発活動に取り組んでいく必要があります。

上山市の就業状況を見ると、男性に比べ女性の非正規雇用者の割合が圧倒的に多くなっており、女性の就業者の約半数は非正規雇用です。(図表 16) また、女性の非正規雇用者の割合について、近隣他市町村と比較しても、上山市の非正規雇用者の割合は高い状況にあります。(図表 17) 非正規雇用は、自分のライフスタイルに合わせた働き方ができるなどのメリットがありますが、雇用や賃金が不安定であるなどデメリットも多くあります。このような雇用や賃金の不安定さは生活の困窮に繋がりやすい状況にあるため、ニーズに応じた正規雇用転換等を図り、経済的不安の軽減を図ります。



図表 16 「上山市における就業形態」

【出典】総務省「令和2年国勢調査」人口等基本集計に基づき作成



図表 17 「非正規雇用者数の割合 (女性)」

【出典】総務省「令和2年国勢調査」人口等基本集計に基づき作成

### 基本方針（１） 女性の人権等に対する意識啓発の強化

- ・女性をめぐる課題は、多様化・複合化・複雑化していることから、女性の人権等に対する意識啓発の強化や相談しやすい体制づくりを推進します。

施策	内容	担当課
困難な問題を抱える女性への情報提供の充実	困難な問題を抱える女性への情報提供を充実させ、各関係機関と相互に連携することで早期発見に努めます。	市政戦略課 子ども子育て課
若年層におけるデートDV等防止のための啓発の推進	10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とし、SNS等を活用した性暴力被害・加害防止の啓発を推進します。	市政戦略課 子ども子育て課

### 基本方針（２） 迅速かつ安全な保護体制の構築

- ・困難や不安を抱える女性への切れ目のない支援を行うとともに、支援を必要としていても支援を求めることができない女性への訪問支援等を行い、女性支援施策の幅広い周知を行います。

施策	内容	担当課
様々な困難を抱える女性への支援	支援を必要としながらも相談に繋がりにくい女性、特に若年層に対する適切な支援を進めていきます。	市政戦略課 子ども子育て課

### 基本方針（３） 安定した生活基盤づくりへの支援

- ・ひとり親家庭を始めとした経済的な困難を抱える女性が、自立し安定した生活を送ることができるよう、「働く場」の創出を図るとともに、ニーズに応じた正規雇用転換等の支援を行います。

施策	内容	担当課
新たな産業団地の整備と企業誘致の推進	かみのやま温泉インター産業団地を拡張し、雇用創出効果が高く優良な企業を誘致することで、高度人材の育成と「働く場」の創出を図ります。	商工課
就業に向けた支援	ひとり親家庭（母子家庭）への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知及び活用を推進します。	福祉課

### 重点目標3 性にとられず安心して生活できる体制の整備

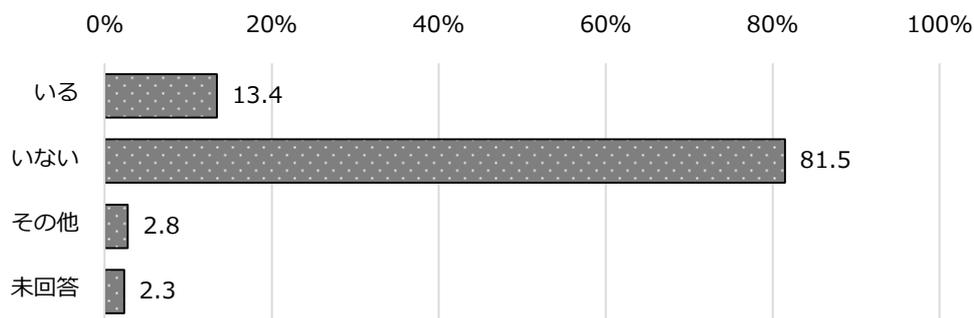
令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されるなど、性的マイノリティ当事者への理解を進めることが求められています。価値観の多様化や国際化が進む中で、一人ひとりの個性や能力を認め、互いに尊重し、いきいきと生活ができるようなまちづくりを推進していきます。

#### 現状と課題

性的マイノリティ当事者は、周囲の理解不足や差別及び偏見にさらされたりと、社会生活を送るうえで不利益を受けたりするなど、生きづらさを感じる場面が多くあります。

LGBTQ<sup>4</sup>当事者は、市の調査によると、13.4%の割合で存在しているという結果でした。(図表18)性・年齢別でも、性別・年齢によらず幅広く存在しています。しかし、性の多様性への理解について聞いたところ、「理解が進んでいる」、「多少理解が進んでいる」と答えた方の割合は50.5%と半数を超えていますが、「あまり理解が進んでいない」、「理解が進んでいない」と答えた方の割合は44.0%もいるなど、約半数の人が多様な性への理解が及んでいないという結果でした。(図表19)このため、性的マイノリティ当事者は、周囲の言動などにより、家庭・職場・学校などの日常生活の場面で、様々な困難さを抱えることがあります。また、性的マイノリティへの理解不足が要因で、他人のSOGI<sup>5</sup>を暴露する「アウティング」を行うことにより、最悪の場合、命に関わることもあります。

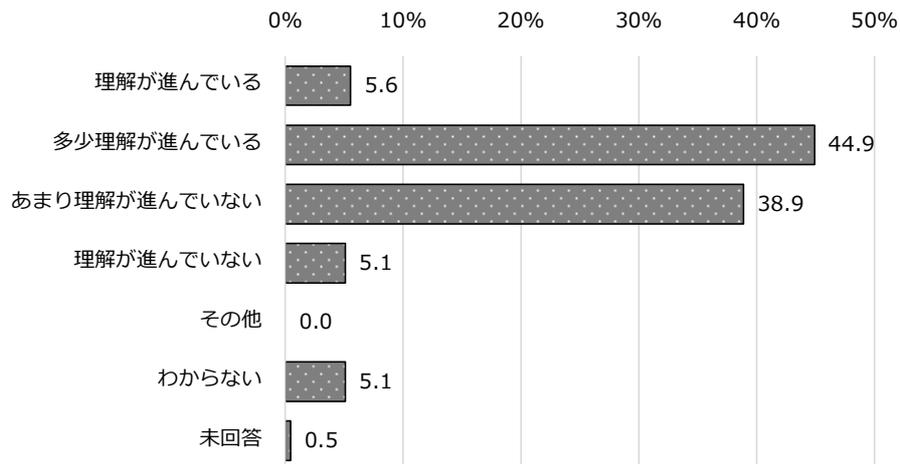
そのため、市内全体で性の多様性への理解を深め、誰もが暮らしやすいまちにしておく必要があります。理解促進のため、意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。また、「山形県パートナーシップ制度」を活用できるようにすることで、性的マイノリティ当事者の生きづらさを少しでも解消できるよう支援を行います。



図表18 「周りにLGBTQ当事者がいるかについて」

<sup>4</sup> L (女性の同性愛者：レズビアン)、G (男性の同性愛者：ゲイ)、B (両性愛者：バイセクシュアル)、T (身体の性と心の性が一致しない人：トランスジェンダー)、Q (身体の性と心の性が定まっていない人：クエスチョニング/クィア) の略称。

<sup>5</sup> Sexual Orientation (性的指向) と、Gender Identity (性自認) の頭文字を取った、「人の属性を表す」略称のこと。それぞれの性的指向や自分の性を表す言葉であり、全ての人に関わるもの。



図表 19 「性の多様性への理解について」

### 基本方針（１） 性の多様性への理解の促進

- ・周囲の偏見等から起こる生活上の困難を解消するため、性の多様性についての理解を深めるための啓発活動を行います。

施策	内容	担当課
互いの性や多様な性に関する理解の促進	性の多様性に関するパネル展示やリーフレット配布による啓発を行います。	市政戦略課

### 基本方針（２） 性に関する相談体制の整備

- ・性に関する悩みを抱え込まず、身近なところで相談できる環境を整備するため、専門的な知見を持つ機関に繋いでいく体制を整備するとともに、専門的な知見を持つ機関の周知を行います。

施策	内容	担当課
性に関する相談体制の整備	性に関して悩んでいる方が身近なところで相談できるように、専門的な知見を持つ機関に繋ぐための体制の整備を図ります。	市政戦略課
専門的な知見を持つ機関の周知	性に関する専門的な知見を持つ機関の周知を行います。	市政戦略課

### 基本方針（３） パートナーシップ宣誓制度の活用

- ・「山形県パートナーシップ宣誓制度」を本市でも活用することにより、性的マイノリティ当事者の生きづらさの解消を行うとともに、市民の理解増進を図ります。

施策	内容	担当課
パートナーシップ宣誓制度の活用及び周知	「山形県パートナーシップ宣誓制度」を本市でも活用できるようにするとともに、制度の周知を図ります。	全庁

※パートナーシップ宣誓制度を活用するにあたり、利用できるサービス

- ・住民基本台帳の続柄を「同居人」ではなく、「縁故者」と記載
- ・公営住宅の入居申込
- ・犯罪被害者等への見舞金の支給

(委任状等の提出や代理人の本人確認書類を提示することで利用できる手続き)

- ・各種申請書の申請、交付
- ・高齢者福祉及び障害サービスの申請
- ・罹災証明書の交付等